		二十八　貨物の温度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 二十九　航海中、前号の温度を定期的に計測し、計測記録を船内に２年間保管すること。 三十　積載中、貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安全措置をとること。 三十一　ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビルジを排出すること。 三十二　積載中、積載場所における空気中の水素濃度が１Ｖｏｌ％を超えた場合は、安全措置をとること。 三十三　ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。 三十四　陸揚げ中に降雨が生じた場合は、陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、空気中の水素濃度の計測を行うこと。 三十五　甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。 三十六　陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。
リン鉄（ブリケットを含む。）	FERROPHOSPHORUS (including briquettes)	一　水反応性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において船積みをしないこと。 六　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。 九　積載場所における空気中のリン化水素その他の引火性及び毒性を有するガス濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十一　陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに清掃すること。
フェロシリコン（ケイ素の含有量が25質量％以上30質量％未満又は90質量％以上のもの）（ブリケットを含む。）	FERROSILICON with 25% to 30% silicon, or 90% or more silicon (including briquettes)	一　水反応性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において船積みをしないこと。
		六　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　船積み前、船長は、貨物が３日以上外気に通じた状態で覆いをかけて保管したものであることを確認すること。 九　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第六十三条により消防員装具として設置を義務付けられている自蔵式呼吸具に加え、自蔵式呼吸具を２以上、直ちに使用できるよう準備すること。 十　通風装置の排気口及び積載場所に隣接する区画の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十一　航海中、前号の濃度を少なくとも１日に３回計測し、計測記録を船内に保管すること。 十二　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十三　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においてはこの限りでない。 十四　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十五　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十六　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。 十七　携帯型の照明は、防爆型のものであること。 十八　陸揚げ前及び陸揚げ後から清掃前までの間に、積載場所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。 十九　積載場所で作業を行う場合、水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を30分おきに計測すること。 二十　積載場所の空気中のリン化水素濃度が0.３ｐｐｍ、ヒ化水素濃度が0.05ｐｐｍを超えた場合、又は酸素濃度が18％未満になった場合は、当該場所への立入りを禁止すること。 二十一　陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに清掃すること。
蛍石（フッ化カルシウム）	FLUORSPAR	一　食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。